

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業 募集要項(案) 新旧対照表

No.	項目番号等	項目名	旧頁	旧	新頁	新	備考
1	4.2(1)①	応募者の構成 - 施設整備者	7	① 施設整備者 次に掲げる企業で構成し、代表企業（以下、「施設整備代表者」という。）を定めるものとする。 ア 施設の設計を行う企業（以下、「設計企業」という。） イ 施設の工事監理を行う企業（以下、「工事監理企業」という。） ウ 施設の建設を行う企業（以下、「建設企業」という。） エ 火葬炉の設置及び保守管理を行う企業（以下、「火葬炉企業」という。）	7	① 施設整備者 次に掲げる企業で構成する共同企業体（以下、「施設整備ＪＶ」という。）とする。 なお、施設整備ＪＶの代表者は、出資額が構成員中最大のものとする。 ア 施設の設計を行う企業（以下、「設計企業」という。） イ 施設の工事監理を行う企業（以下、「工事監理企業」という。） ウ 施設の建設を行う企業（以下、「建設企業」という。） エ 火葬炉の設置及び保守管理を行う企業（以下、「火葬炉企業」という。）	施設整備業務に係る契約を締結するにあたり、施設整備者の構成企業によるＪＶを組成するよう変更しました。
2	4.2(2)	応募者の構成	8	(2) 応募者は、参加表明書の所定欄において、全ての構成員に関する情報のほか、構成員の代表者（以下「応募代表企業」という。）、施設整備代表者及び管理運営代表者（管理運営ＳＰＣ若しくは管理運営ＪＶの代表者又は維持管理運営者である単独企業をいう。）を定めて明示すること。なお、応募代表企業は、施設整備代表者又は管理運営代表者のいずれかが兼任するものとする。	8	(2) 応募者は、参加表明書の所定欄において、全ての構成員に関する情報のほか、構成員の代表者（以下「応募代表企業」という。）、施設整備代表者（施設整備ＪＶの代表者をいう。）及び管理運営代表者（管理運営ＳＰＣ若しくは管理運営ＪＶの代表者又は維持管理運営者である単独企業をいう。）を明示すること。なお、応募代表企業は、施設整備代表者又は管理運営代表者のいずれかが兼任するものとする。	No.1の変更に伴い、必要な修正を行いました。
3	4.4(3)	区分ごとに満たすべき構成員の要件 - 建設企業	10	(3) 建設企業 ２者以上により組成される共同企業体（以下、「建設ＪＶ」という。）とし、うち１者を「建設企業代表者」、それ以外の者を「代表者以外の建設企業構成員」として、すべての構成員が、それぞれ①及び②に掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる条件のすべてを満たすこと。なお、ＪＶの各構成員の出資額は、その構成員の数に応じ、③に掲げる条件を満たすものでなければならない。	10	(3) 建設企業 建設企業は２者以上により構成するものとし、うち１者を「建設企業代表者」、それ以外の者を「代表者以外の建設企業構成員」として、すべての構成員が、それぞれ①及び②に掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる条件のすべてを満たすこと。なお、施設整備建設ＪＶを構成する各建設企業構成員の、施設整備ＪＶへの出資額は、③に掲げる条件を満たすものでなければならない。	No.1の変更に伴い、施設整備者によるＪＶを組成することとしたため、建設ＪＶの組成は必要ありませんが、建設企業の構成員（建設企業代表者、代表者以外の建設企業構成員）の条件については、変更ありません。出資額については、施設整備ＪＶの構成員のうち、「建設企業構成員の企業数」、「建設企業構成員の出資額」を用いて算定し、③の条件を満たすこととします。
4	4.4(3)③	区分ごとに満たすべき構成員の要件 - 建設企業	10	③建設ＪＶの各構成員の出資額 建設ＪＶへの各構成員の出資額は、その構成員の数に応じ、次に掲げる条件を満たすものでなければならない ア 構成員の数にかかわらず 出資額の総額を構成員の数で除した額に10分の6を乗じて得た額以上の額あること。 イ 構成員の数が2の場合 (略) ウ 構成員の数が3の場合 (略) エ (略) オ (略)	10	③建設企業構成員の施設整備ＪＶへの出資額 各建設企業構成員の施設整備ＪＶへの出資額は、建設企業構成員による出資額の総額（建設企業代表者及び代表者以外の建設企業構成員の出資額の総額をいう。）を、建設企業構成員の数（建設企業代表者及び代表者以外の建設企業構成員の数の総数をいう。）で除した額に10分の6を乗じて得た額以上の額であること。 (例1)建設企業構成員の数が2の場合 (略) (例2)建設企業構成員の数が3の場合 (略)	No.4の変更に伴い、出資額の変更についての記載を修正しました。なお、イ～オについてはアによる算定結果と同義のため、記載を省略し、建設企業構成員が2の場合と3の場合について、例示する形式としました。
5	8.2	仮契約の締結	15	8. 2 仮契約の締結 【表内】 基本契約締結 令和7年1月下旬 設計業務委託契約（契約1）締結 令和7年1月下旬 維持管理運営業務委託契約締結 令和8年4月	15	8. 2 仮契約及び契約の締結 【表内】 基本契約締結 令和7年2月 設計業務委託契約（契約1）締結 令和7年2月 維持管理運営業務委託契約締結 令和9年4月	項目名を改めました。また、表内の契約締結日程の記載について、要求水準書(案)との不一致や記載錯誤を訂正しました。